税務訴訟資料 第269号-109 (順号13332)

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(○○)第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理申立て事件

国側当事者 • 国

令和元年10月29日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成30年5月17日判決、本資料268号-48・順号13153)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成29年12月6日判決、本資料267号-147・順号13096)

決 定

申立人

同訴訟代理人弁護士 高橋 貴美子

相手方

同代表者法務大臣 河井 克行 同指定代理人 横田 美代子

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和元年10月29日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 林 景一

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 宮崎 裕子

裁判官 宇賀 克也